【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（特例業務届出者の使用人）

**第十七条の十三**　法第六十三条第二項第四号に規定する政令で定める使用人は、適格機関投資家等特例業務（同項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。）の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　適格機関投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　適格機関投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（特例業務届出者の使用人）

**第十七条の十三**　法第六十三条第二項第四号に規定する政令で定める使用人は、適格機関投資家等特例業務（同項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。）の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　適格機関投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　適格機関投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（改正前）

（新設）